



弁護士 鎌田 正紹

弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 柿沼 真利

弁護士 金湖 恒一郎

弁護士 石井 一禎

弁護士 辻田 航

弁護士 金子 美晴

弁護士 北條 友里恵

事務局6名在籍

ごあいさつ

先月1945年の戦争終結の夏から77年となりました。この間、ロシアによるウクライナ侵攻、7月の参議院選挙による「改憲」勢力の拡大などがありました。

しかし、このことにより、戦後大日本帝国時代の悲惨な戦争への反省から定められた、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を内容とする平和主義の9条の役割の重要さをより強く感じました。

北千住法律事務所はこれからも日本国憲法擁護を基本理念として活動して行きます。

2022.9.20

発行

北千住法律事務所

120-0034
東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル 2階
TEL 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

広告責任者
東京弁護士会所属 弁護士 柿沼真利
<http://www.kitasenju-law.com/>

御相談は03-3870-0171まで

東京で初の 「九条の碑」完成

弁護士 柿沼真利

本年6月19日、東京では初めての「九条の碑」が完成し、その除幕式、そして、完成のつどいが、東京足立区にて開かれました。

皆さんご存じの通り、日本国憲法9条は、1項にて「戦争の放棄」を、2項にて「戦力の不保持」、「国の交戦権の否認」を定め、平和主義を採用しています。

これは、大日本帝国時代の日本が無謀な対外戦争を行い、国内外で甚大な被害を生じさせたことに由来し、二度とそのようなことが無いようにするために定められたものです。このことは、憲法前文にも「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と明示されています。

「九条の碑を建立する会」は、2020年11月に活動を開始し、足立区内外の800を超える個人・団体から500万円以上の募金が寄せられ、医療法人財団健和会の協力で柳原リハビリテーション病院の隣接地に、直径1メートルのステンレス製の銀色に輝く球状の碑が完成しました。

九条の碑は東京では初めて、国内では24番目です。

皆さんもぜひ一度見に行ってください。



「桜を見る会」 前夜祭問題の現在

弁護士 辻田航

本年7月8日、安倍晋三元首相が「旧統一教会」との関係で銃撃されて死亡しましたが、彼には複数の疑惑が存在しました。その一つに「桜を見る会」前夜祭の問題があります。私も事務局の一員である「『桜を見る会』を追及する法律家の会」がこの問題に取り組んでいますが、刑事手続が実はまだ終わっていません。

安倍元首相は2020年12月、前夜祭の収支について、政治資金収支報告書を訂正しました。しかし、訂正後の記載も虚偽である可能性が高く、政治資金規正法上の「収支報告書虚偽記入罪」が疑われるものでした。お金の出所を隠すためだ

と思われますが、前夜祭での補填金額について「繰越金」で便宜的に処理していたからです。

この「虚偽記入罪」について、東京地検は昨年12月28日に不起訴としましたが、現在、東京第五検察審査会で審査が行われています。おそらく9月～10月頃には議決が出ると思われます。

死亡した安倍元首相本人が刑事裁判の被告人になることはありませんが、疑惑を闇に葬ることは許されません。検察審査会で下される市民の判断について、ご注目下さい。



結婚の自由をすべての人々に

弁護士 北條友里恵

「結婚の自由をすべての人々に」訴訟は、法律上の性別が同じ者どうしの結婚を可能にするために提起された訴訟です。

この訴訟では、法律上同性の者どうしの婚姻を認める規定を設けていない現行民法・戸籍法は憲法に違反すると主張しており、北海道・東京・愛知・関西・九州の5つの弁護団に分かれ訴訟活動を行っています。私はこの5つのうち東京弁護団に所属しています。

昨年3月、札幌地方裁判所では、法律上同性の者どうしの婚姻を認める規定を設けていない現行民法・戸籍法は憲法14条（平等原則）に反し違憲であるとの判断が下されました。

しかし、本年6月20日、残念ながら大阪地方裁判所では現行民法・戸籍法は合憲であるとの判断が下されました。この判決は、差別や偏見の解消という裁判所の果たすべき役割に、裁判所が真摯に向き合ったとは評価しがたい内容であつたとしても非常に残念な判決でした。

（現在控訴中）

「結婚」は社会の中で非常にポピュラーな、身分関係を公証すると共に身分関係に紐づいた様々な法的地位及び法的効果を発生させる制度です。つまり、「結婚」することで戸籍に「夫」または「妻」と記載されて身分関係が公証され、「夫」または「妻」としての法的地位や権利を得ることができます。この身分関係の公証や法的地位・権利は普段あまり意識されないかもしれません、実は日常生活の様々な場面で影響を与えています。

結婚したからといって必ずしも幸福になれる訳ではありません。また、愛する人とどのような生活を送るか、「結婚」を選択するかどうかは個人の自由です。

しかし、法律上の性別が同じという理由だけで、愛する人との「結婚」を望む人を「結婚」制度そのものから排除することは差別であり、間違っていると私は思います。

法律上同性の者どうしの結婚を実現することは、決して性的少数者に「特權」

を与えるものではなく、多数派が当たり前に享受している権利を等しく保障するに過ぎません。

本年11月30日には、東京地方裁判所で東京第一次訴訟の判決が言い渡されます。判決言い渡し後にはリアルとオンラインでの期日報告会も予定されています。是非注視していただければと思います。



石鹼会社LUSHとのコラボ石鹼

今から備える! 後見制度 いろいろ



\ 認知症高齢者のくらしを守る / ～成年後見制度～

認知症等のために判断能力が不十分になると、**振り込め詐欺や悪徳商法**の被害にあってしまう心配があります。介護・福祉サービスを利用する手続きに困る時もあります。成年後見制度は、様々な手続きの代理や金銭管理等を通じて、認知症等の方の生活を守ります。

家庭裁判所が成年後見人等を選任

親族の方などが家庭裁判所に申立てすることにより、成年後見人等（後見、保佐、補助）が選任されます。後見人等には、親族の方、弁護士・司法書士など専門職の方のほか、団体（法人組織）もなることができます。

後見人等の仕事は

金融機関手続き、介護保険や福祉の手続き、利用料の支払、その他様々な手続きをご本人に代わって行います。また、ご本人の健康状態を把握し必要なサービスにつなげます。

\ 元気なうちに将来に備える / ～任意後見制度～

今はまだ元気だけれど、**この先認知症になるかも知れない**と不安な時は、任意後見制度を利用すれば安心です。判断能力がしっかりしているうちに、信頼できる人や団体（法人）との間で、将来、後見の仕事をしてもらう約束（契約）をしておきます。

契約は公正証書で結ぶ

任意後見契約は、公正証書という公式な書類として作成され、公証役場にも保管されますから、**将来その約束が果たされないという心配はありません**。また、任意後見監督人を家庭裁判所が選任することにより、契約が守られているか確認するしくみになっています。



\ 寝たきりになった時が心配 / ～財産管理委任契約～



成年後見や、任意後見は認知症など精神的な障害のあることが利用の条件になっています。しかし**認知症等でなくても**、病気や高齢のため、寝たきり、車イス生活など**体が不自由**になったときに、金融機関の手続きや役所の手続きをご本人に代わって行うができます。



\ 亡くなった後のことが不安 / ～死後事務委任契約～

亡くなった後の葬儀やお墓のことをそれなりに準備しているけど、身寄りがない方や親戚が遠い方は、誰にこれらをやってもらえるのか心配です。ご本人が亡くなった後も、年金の手続き、住居の片付け、残った債務の支払など、**葬儀から納骨・供養まで**を行うことができます。

競馬を当てたら巨額の納税?

弁護士 金湖恒一郎

今回は、競馬で大当たりしてしまったときに備えて!?馬券が当たったときの税金の関係についてご説明したいと思います。

先日、お笑いトリオ「インスタントジョンソン」（「おつかれちゃーん」というギャグで一世を風靡しました）のじゅいさんですが、競馬で6400万円当てたところ、税務署から「マンションを買えるくらいの値段の請求がきた」ことを明らかにして話題になりました。いったいどういうことなのでしょうか？

じゅいさんは、たとえば、馬券で1億円が当たったとしても、外れ馬券に8000万円使っていたとしたら、1億円から8000万円を差し引いた2000万円に税金がかかるものだと思っていました。しかし、実際には、当たった金額の全額（この例で言えば1億円）まるまる税金がかかってしまい、「利益」の2000万円は吹き飛んでしまうわけです。

ポイントは、「外れ馬券が経費として認められるか」という点ですが、これは、競馬の払戻金が「一時所得」とされるか「雑所得」とされるかによって変わってきます（「一時所得」なら経費として認められず、「雑所得」なら認められます）。

では「一時所得」と「雑所得」は何が違うのでしょうか？それは「営利を目的とする継続的な行為から生じた所得」かどうかということです（これに当てはまれば「雑所得」、当てはまなければ「一時所得」となります）。

実は、じゅいさんよりも前に、やはり競馬で大当たりした人が多額の税金を課され、最高裁判所まで争ったケースがありました。その事件で、最高裁は、概ね、

- ・競馬の払戻金は原則として「一時所得」
- ・ただし、例外的に、予想ソフトを用いるなどして機械的に長期間、多数回、高い頻度で高額の馬券購入した場合

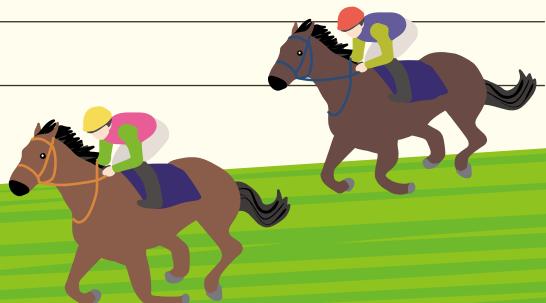
などは、「営利を目的とする継続的な行為から生じた所得」として「雑所得」となりうるという判断を示しました（ちなみに、この人は基本的に年間3億円以上（！）という多額の馬券の購入を続けていました）。

したがいまして、一般的の競馬ファンがあれこれ頭を悩ませて予想をして、見事大当たりした、といったケースでは、残念ながら「一時所得」とされ、外れ馬券は経費として認められない可能性が高いということになります。

今度から、馬券を外してしまったときは、「よかったよかった。

もし大当たりしていたら多額の税金をとられるところだった」

と思えば悔しくないかもしれません（笑）。



PARALEGAL

-パラリーガル-

事務局より

NEW
FACE!!

5月に事務局として高橋さんが入所しました。

経験豊富で、すでになくてはならない存在です。まさに縁の下の大力持ちです!

はじめまして。高橋若菜（たかはしわかな）と申します。この度ご縁をいただきまして、本年5月16日より北千住法律事務所へ入所させていただくこととなりました。前職は港区の法律事務所で働いており、大学卒業時より長きにわたり家事・成年後見事件を中心に様々な経験を積ませていただきました。そこで得たものを活かしながら、気持ちを新たにこれから業務でも精進して参りたく存じます。皆さまがご来所してくださった際のご案内やお電話等でご対応させていただくことがあるかと存じますが、丁寧なご案内を心掛けて参りますので、何卒よろしくお願ひいたします。

事務局 高橋若菜

この夏、南伊豆の子浦に行ってきました。山々に囲まれた波が静かな入江の海岸です。

今から遡ること30数年前、小中学生が会員の水泳サークルの夏合宿に引率側として参加したときに初めて訪れ、それ以降何度も泳いだ海です。

当時のことを思い出しながら、相変わらず波が穏やかな海で空を眺めながら大の字でぶかぶかと浮かんでいるとなんとも心地よい気分です。以前と比べ民宿は減り少し寂しい気もしますが、海の幸で満腹になり、リフレッシュできる私のパワースポットです。

事務局長 持田理恵



我が家では猫4匹と一緒に暮らしています。

18歳のおじいちゃん猫を筆頭に14歳、10歳、7歳ですが、人間の年齢にすると、18歳は88歳、14歳は72歳、10歳は56歳、7歳は44歳とシニア世代ですが、皆とても元気です。ギネス世界記録では38歳まで生きた猫の記録があるそうで、驚きです。毎日にぎやかですが、仕事で疲れた心と体を吹っ飛ばしてくれる大切な家族です。

事務局 秦野信代



ハムスター1世は天寿を全うしましたが、ハムスター2世は元気にしております。

コロナ禍で一時大人気となっていた小動物ですが、最近はブームも落ち着き、捨て犬・捨て猫だけでなく「捨てハム」までもが問題になっているそうです。

ただでさえ短い命なので大切に育てたいと思います。



事務局 景山紫穂

森かけ桜 うやむやなまま誰も責任取らないのらりくらりと時間稼ぎして国民の関心が薄れるのを待っている人事権を振りかざし、意のままになる体制を作りやりたい放題戦争への準備も着々と進め、憲法改悪まで狙っているその影にはあの旧統一協会がいたとは驚いたこんな安倍政権だったことを忘れない

今を生きる大人の責任として、膾を出しきり、大きく舵を切っていく時ですね。

事務局 坂崎恵美子



なぜか動物を引き付ける家らしく、1階に住んでいた時は、ベランダ下に犬がいたり、育児に疲れた野良母猫が布団の陰に休んでいたり、黒猫がただ網戸を引っ搔いて帰るなどありました。階上に住むようになり、「もうそういうことはないわねえ、ちょっと淋しいね～」と言い合っていたら、小鳥が母の頭にとまりました。…まだまだ今後もありそうです。今回のニュースが発行される頃には、飼い主さんが見つかっていますように(祈)。

事務局 蔵明子



INFORMATION

北千住法律事務所の新型コロナ感染症予防につきまして

まだまだ予断を許さない状況が続いています。当事務所ではこれまでと同様に感染予防の取り組みを継続してまいります。引き続きお客様が安心してご利用いただけるように改善を続けます。今後とも当事務所をご利用くださるようお願い申し上げます。

- 相談室及び事務所全体は、毎朝の掃除に加え、相談終了後その都度消毒・換気しております。
- 所員は、マスクを着用したまま対応やご相談をさせていただきます。恐れ入りますが、お客様におかれましてもマスクの準備・着用をお願いします。
- 手指の消毒にご協力をお願いします。受付にあるアルコール消毒液をご利用くださるか、または、お手洗いをご案内いたします。お気軽にお申し付けください。
- 37.5℃以上の熱が続いている方は、解熱後の相談予約をお願いします。



9条改憲NO!全国市民アクション 署名にご協力お願いいたします。



編集後記

表紙のコスモスですが、皆さまのお住まいの地域ではもう咲いてますでしょうか？私の田舎ではそのへんにいくらでも咲いていましたが、本格的なコスモス畑にお出かけしてみるのもいいですね（立川とか）。

（景山）

※事務所ニュースのご送付が不要な場合は、大変お手数をおかけいたしますが、弊所までご連絡をお願いいたします。

お願い

完全予約制となっております

お約束のない場合はお取次ぎできない場合がございます

【予約制】30分無料相談カードをご利用ください（通常5500円）

切り取らなくても結構です。お知り合いの方にも是非お渡しください。

相続・遺言・後見・不動産・借地借家・離婚・男女問題・交通事故・借金問題
労働問題・刑事案件・消費者問題・債権回収・会社取引 その他

お電話にてご予約のうえ、当日ご持参ください ☎ : 03-3870-0171

※注意事項 ご相談1回につき、1枚になります。30分延長される場合は、通常の相談料5500円がかかります。

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所
03-3870-0171

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所
03-3870-0171

30分無料
相談カード



予約制

北千住法律事務所
03-3870-0171